

平成25年度 社会福祉法人指導検査等の実施結果概要

1 指導検査等の概要

平成25年4月1日から、社会福祉法人の認可及び指導検査の権限が一般市に移譲され、指導検査室では社会福祉法その他関係法令等に基づき、社会福祉法人の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図ることを目的に、指導検査を行っています。

(1) 指導検査等の対象法人

指導検査の対象となる社会福祉法人は、次の表のとおりです。

○市内21社会福祉法人（平成25年4月1日現在）

区 分	対象法人数	法人所管課
老人福祉施設	5	高齢福祉課
障害者（児）福祉施設	5	社会福祉課
児童福祉施設	1	こども課
保育所	9	こども課
社会福祉協議会	1	社会福祉課
合 計	21	

(2) 指導検査等の方法

ア 集団指導

同種事業の施設等に対し、一定の場所において集団で講習・説明会形式の指導を行うものです。

イ 一般指導検査

関係法令や市の要綱に基づき、法人の所在地において2年に1回実施するものです。（法人役員を選任時）

ウ 特別指導検査

一般指導検査等の結果やその他により、重大な法令違反や運営基準違反等が疑われる場合などに、随時に行うものです。

(3) 指導検査等の実施機関

社会福祉法人の指導検査は市の指導検査室が、施設等の指導検査は県の監査指導課及び中部福祉事務所が担当しています。

(4) 指導検査等に基づく改善指導

指導検査の結果については、指導検査室内でその内容等の分析、検討を行い、

軽微なものについては口頭で、重要なものは文書指摘を行い、改善結果及び改善状況の報告を求めています。

(5) 所管課との連携

市の所管課（社会福祉課・高齢福祉課・こども課）とは、指導検査等に際し、情報の共有等を図っています。

また、県の監査指導課及び関係課とも連携して情報の共有等を行い、円滑な業務遂行に努めています。

(6) 指導検査等の情報公開

渋川市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、指導検査等の結果通知及びこれに対応する改善報告について、個人情報を除き開示しています。

2 指導検査等の実施結果

(1) 一般指導検査等の実施概況

市内21社会福祉法人の内、役員を選任のあった法人を中心に15法人の指導検査を実施しました。

区 分	対象数	実施数	実施率	前年比
老人福祉施設	5	4	80.0%	—
障害者（児）福祉施設	5	2	40.0%	—
児童福祉施設	1	1	100.0%	—
保育所	9	7	77.7%	—
社会福祉協議会	1	1	100.0%	—
合 計	21	15	71.4%	—

注1) 渋川市による検査は25年度からのため、今年度の前年比はありません。

(2) 一般指導検査等の実施結果

平成25年度は、老人福祉施設4法人、障害者（児）福祉施設2法人、児童福祉施設1法人、保育所7法人、社会福祉協議会1法人、計15法人の指導検査を実施しました。指摘件数は全体で文書指摘11件でした。

ア 文書指摘の件数

内容	区分 項目	老人福祉 施設	障害者(児) 福祉施設	児童福祉 施設	保 育 所	社会福祉 協 議 会	合 計 (対前年度比)
組 織 運 営	定款変更等の状況				2		2(-)
	登 記				1		1(-)
	理事会				1		1(-)
	小 計				4		4(-)
管 理	人事管理						0(-)
	資産管理				1		1(-)
	会計管理	2			4		6(-)
	その他						0(-)
	小 計	2			5		7(-)
合 計		2			9		11(-)

注1) 渋川市による検査は25年度からのため、今年度の前年比はありません。

イ 文書指摘の内容

社会福祉法人の指導検査において多かった指摘は、「決算関係書類等経理事務処理が不適切」でした。なお、指導検査を行った15法人のうち、文書指摘があった法人は4法人でした。

項目	指 摘 内 容	老人福祉 施設	障害者(児) 福祉施設	児童福祉 施設	保 育 所	社会福祉 協議会	合 計
組 織 運 営	定款変更等の状況	定款の不備又は実態と乖離			2		2
	登 記	登記の遅れ			1		1
	役 員						
	理事会	理事会の議事録の記録及び保存が不適切			1		1
	評議員会						
	監事監査						
小 計					4		4

管 理	人事管理						
	資産管理	その他				1	1
	会計管理	決算関係書類が不適切	2			2	4
		内部牽制体制が不十分				1	1
		予算編成・補正予算編成が不適切				1	1
	その他						
小 計		2			5	7	
合 計		2			9	11	
(文書指摘のあった法人数)		(1)			(3)	(4)	

ウ 口頭指摘の件数

内容	項目	区分					合 計 (対前年度比)
		老人福祉 施 設	障害者(児) 福祉施設	児童福祉 施 設	保 育 所	社会福祉 協 議 会	
組 織 運 営	定 款	1		1	1		3 (-)
	登 記				1		1 (-)
	役 員	5	2		12		19 (-)
	理事会	2	1	1	10		14 (-)
	評議員会	3		1	1	1	6 (-)
	監事監査						0 (-)
	小 計	11	3	3	25	1	43 (-)
管 理	人事管理						0 (-)
	資産管理			2			2 (-)
	会計管理	12	8	4	29	2	55 (-)
	その他						0 (-)
	小 計	12	8	6	29	2	57 (-)
合 計		23	11	9	54	3	100 (-)

注1) 渋川市による検査は25年度からのため、今年度の前年比はありません。

エ 口頭指摘の内容

社会福祉法人の指導検査において多かった指摘は、「役員選任書類の不備」「決算関係書類が不適切」でした。定款は、定款準則に準拠して作成するとともに、記載内容は実態と一致している必要があります。なお、指導検査を行った結果口頭指摘は、15法人でした。

項目	指摘内容	老人福祉施設	障害者(児)福祉施設	児童福祉施設	保育所	社会福祉協議会	合計	
組 織 運 営	定款変更等の状況	1 定款の不備又は実態と乖離	1	1			2	
		2 定款変更の申請又は届出の遅延						
		3 その他				1		1
	登記	1 登記の遅れ				1		1
		2 その他						
	役員	1 役員（理事・監事）構成の状況						
		①役員（理事・監事）の欠員補充の遅延						
		②役員の構成が不適切	1					1
		③役員を選任手続きが不適切		1		2		3
		④代表権を有する者の未登記又は遅延						
		⑤理事長の職務代理者が未指名	1			1		2
		⑥役員報酬等の不適正な支給	1					1
		⑦役員選任書類の不備	2	1		6		9
		⑧その他				2		2
		2 評議員の構成等の状況						
		①評議員の欠員補充の遅延						
		②評議員の構成が不適切						
		③評議員の選任手続きが不適切				1		1
		④評議員報酬等の不適正な支給						
		⑤評議員選任書類の不備						
	⑥その他							
	理事会	1 理事会の開催要件の不備						
		2 理事会の開催が低調又は形骸化						
		3 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施						
		4 理事会で特定の理事が欠席又は書面評決の継続		1				1
		5 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	1		1	6		8
		6 日常軽易な業務の理事長専決事項の不備						
7 その他		1			4		5	

評議員会	1 評議員会の未設置							
	2 評議員会の開催要件の不備							
	3 評議員会の開催が低調又は形骸化							
	4 評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施							
	5 評議員会で特定の評議員が欠席	2				1	3	
	6 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	1			1		2	
	7 その他			1			1	
	監事監査	1 監事監査が形式的又は遅延						
	2 監査報告書の未作成又は理事会等への未報告							
	3 その他							
小 計		1 1	3	3	2 5	1	4 3	
事業	社会福祉事業の実施状況	1 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致						
		2 社会福祉事業が主たる地位を占めていない						
		3 社会福祉事業収入の運用方法が不適切						
		4 その他						
	公益事業の実施状況	1 公益事業の内容が不適切						
		2 公益事業の会計処理が不適切						
		3 その他						
	収益事業の実施状況	1 収益事業の内容が不適切						
		2 収益事業の会計処理が不適切						
		3 その他						
	小 計		0	0	0	0	0	0
	管理	人事管理の状況	1 施設長任免が不適切					
2 その他								
資産管理の状況		1 基本財産の管理が不十分						
		2 運用財産等の管理が不十分						
		3 株式等による運用財産の管理運用が不適切						
		4 借地等に係る利用権の未設定又は未登記						
		5 総資産額等が未登記又は遅延						
		6 その他			2			2
会計管理の状況		1 経理規程の未整備又は実態との遊離						
		2 会計責任者と出納職員未設置又は兼務						
		3 経理事務処理が不十分	1					1
		4 資金計画、借入金の償還が不適切						
	5 決算関係書類が不適切	5	2	3	1 1		2 1	
	6 諸帳簿の整備が不十分							
	7 寄付金の取扱いが不適切		1		3	1	5	

	8 内部牽制体制が不十分				1		1
	9 業者選定、契約事務等が不適切	2	1		1		4
	10 会計責任者の決裁及び点検が不十分		1		3	1	5
	11 小口現金の取扱いが不適切	1		1	2		4
	12 保護者会に負担						
	13 予算編成・補正予算編成が不適切				1		1
	14 月次報告が未作成又は理事長が未確認		2		5		7
	15 その他	3	1		2		6
その他	1 法人の業務、財務等の情報開示が不十分						
	2 苦情解決の仕組みの未整備又は不十分						
	3 その他						
小 計		12	8	6	29	2	57
合 計		23	11	9	54	3	100
(口頭指摘のあった法人数)		(4)	(2)	(1)	(7)	(1)	(15)

(3) 特別指導検査等の実施結果

一般指導検査等の結果や苦情・通報等の情報を踏まえ、必要に応じて特別指導検査や監査を行います。今年度該当法人はありませんでした。

3 各種事務手続の実績

種 類	件 数	内 容 等
法人設立認可	0	
定款変更認可	29	所轄庁の変更、事業の追加・廃止、基本財産の減少、役員定数等の変更、定款準則に沿った内容に整理、字句の追加・訂正等
定款変更届	0	
役員等変更届	10	理事長・理事・監事及び評議員の変更
寄付金報告	6	100万円以上
理事在任証明	1	
現況報告書	21	
合 計	67	